

【提案項目】

幼児、児童、生徒の安全や快適な教育環境を保持するため、施設整備に係る次の措置を講じること。

- 1 施設整備事業に係る財政措置及び補助制度の拡充
幼稚園、小中学校、高等学校及び特別支援学校等に係る新增改築、大規模改造、地震防災対策等の施設整備事業については、設置者の計画事業が円滑に実施できるよう十分な財政措置を年度当初から講じるとともに、補助制度の拡充を図ること。
- 2 高等学校の耐震化対策への財政支援
高等学校の耐震化対策が遅れていることから、これらの施設整備事業について、幼稚園、小中学校と同様に「学校施設環境改善交付金」等の対象とするとともに、当面の緊急措置として財政支援の措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 幼児・児童・生徒の急増期に建設した学校施設の老朽化対策や地震防災対策が緊急かつ重要な課題となっており、早急な耐震対策等を行うためには、国による十分な財政措置が必要である。
- 2 耐震化が遅れている高等学校の耐震化や老朽化した建物の改築及び小規模な施設整備事業を推進するため、「学校施設環境改善交付金」の対象の拡大や下限額の引下げなど補助制度の拡充が必要である。